

原子力だより みやぎ

VOL. 121
Summer

- 02 特集 原子力の新しい「安全論理」とはどのようなものか
- 06 女川原子力発電所周辺の環境放射能調査結果
- 08 女川原子力発電所周辺の温排水調査結果
- 10 農林水産物の放射能の測定
- 12 お知らせコーナー



東北大学名誉教授
北村 正晴 氏

特集 原子力の新しい「安全論理」とは どのようなものか

原子力における「安全論理」とはどのようなものであり、また、それは福島第一原子力発電所の事故発生を受け、どう変わってゆくのでしょうか。原子力安全工学がご専門で、長年にわたって原子力関係施

設が立地する地域の住民の方々との「対話」を実践されてきた東北大学名誉教授の北村正晴先生に、事故後の新しい「安全論理」の考え方を分かりやすくお話していただきました。

原子力の新しい「安全論理」とはどのようなものか

今、東京電力福島第一原子力発電所の事故を真摯に振り返り、従来の「安全論理」を検証し、新たな「安全論理」を構築しようとする試みが専門家の方々によって行われています。

今後の原子力の「安全論理」とはどのようなものか。

それに、どう向き合うべきなのか。そして、何が重要になるのか。

東北大学名誉教授の北村正晴先生にお聞きしました。



Interview

東北大学名誉教授

北村 正晴 氏

Masaharu Kitamura

東北大学大学院工学研究科博士課程(原子核専攻)修了。同工学研究科教授を経て名誉教授。工学博士。専門は、原子力安全工学、計測工学、ヒューマンファクター、リスク評価・管理学。経済産業省、文部科学省等の委員を多数歴任。原子力立地地域では「原子力技術に関わる諸問題」について住民との「対話」を積極的に推進。

——先生は、原子力安全工学やヒューマンファクターなどがご専門分野でいらっしゃいます。最初に、先生のご専門分野についてお聞かせいただけますか。

私が約40年間取り組んできた「原子力安全工学」は、他の多くの専門家の方々とは少し違っています。多くの原子力安全工学の専門家の方々には、例えば主要配管の破損などによる重大事故を防ぐにはどうすべきかを考え、対応策を検討される方々です。一方、私は、大きな欠損や破壊・事故が発生する前には何らかの前兆・兆候があるはずであり、それを計測、監視し、早期に異常として診断できるようにすること(異常監視診断)が「安全工学」の根幹の1つと考え、原子力と向き合い始めました。

そうした中、科学技術は目覚ましく進歩し、原子力のハード・ソフト両面において安全性は格段に向上しました。ですが、それらの安全性が向上すればするほど、関係する人間やその人間が属する組織の問題が重要になってくるにもかかわらず、課題として取り残されていくように、私には感じられました。そこで、ヒューマンファクター(いわゆる人的要因)や人間(個・集団・組織)と技術・機械の関係を考察する立場で原子力に係わることにしました。そして「原子力と社会、住民(人間)」問題の解決は、原子力に専門家として関係する人間が批判的な立場の方々や違う意見の方々と対話することなくして実現できないとの考えに至ったのです。

——それで先生は研究室に閉じこもるのではなく、この約10年間、原子力関係施設立地地域における「対話」活動を積極的に実践されたのですね。

研究の途中には、スリーマイル島原子力発電所(1979年)、チェルノブイリ原子力発電所(1986年)、そしてJCOの事故(1999年)が起きました。スリーマイル島の事故ではヒューマンファクターやインターフェイスの重要性、大規模な配管破断だけでなく中小破断についても脅威としてとらえることが、チェルノブイリの事故では組織風土や安全文化の重要性などが教訓となりました。また、JCOの事故では日本型組織での慣行や組織風土の問題が教訓として得られました。人間と技術の関係を考えることの重要性が増してきたのです。

事故の発生後、安全への要求や規制は当然厳しくなり、立地

住民の方々の意識、感情も大きく変化しました。そうした中、私は2002年から毎年5~6回、原子力関係施設の立地地域である宮城県女川町や青森県六ヶ所村などを訪ね、住民の方々との「対話」を実践し、継続してきました。それは、参加された方々を説得するためではありません。確かに当初は原子力に関係する分野の専門家として「安全の説明」にばかり意識が向きがちでした。技術者は構造や仕組みを理解していただくことが何よりも重要ととらえがちですから。ですが、回を重ねるうちに住民の方々の声、率直な思いを「聴くこと」ができるようになってくるとともに、そこに安全に関係する重要な事柄も潜んでいることに気付かされたのです。「科学技術コミュニケーション(サイエンスコミュニケーション)」では、「説明する能力」はさることながら、「聴く能力」がより重要だということを実感させられる経験の積み重ねでした。

——住民の方々との「対話」活動は先生にとって難しい取り組みではありませんでしたか。

「対話」の場では住民の方々の厳しいご意見や多様なご懸念に向き合い、ご質問にお答えしてきました。賛成も反対も問わず、意見の異なる多くの方々と同じ議論の土俵に乗ることが、「対話」です。専門外の事象に関する疑問にも逃げることなく、持っている知識に基づいて答えました。そうした「対話」を重ねる中から浮かび上がり、得られた原子力関連施設の安全上の問題点や経験知は、安全工学に携わる者にとって非常に有益なものでした。批判されることもありましたが、批判は見えなかったものを気づかせてくれるメッセージでもあります。参加していただいた住民の方々にはとても感謝しています。

しかしながら、2011年3月11日、大地震により大津波が襲来し、福島第一原子力発電所事故が発生しました。原子力安全工学を専門分野とし、活動してきた人間として、慙愧の思い、反省と後悔があることは言うまでもなく、その責任は誠に重いと感じています。

——福島を事故を防ぐことができなかった原子力関係者は、どのような「安全論理」に則って努力してきたとお考えですか。

お話しするに当たって、まず「安全論理」とは「安全の実現とその説明のための論理」と定義付けたいと思います。

IAEA(国際原子力機関)などの国際機関では、5層の「深層防護」を提唱しています(※表1参照)。「深層防護」とは、原子力関係分野で採用されている安全確保のための考え方(設計思想)です。戦国時代の合戦を例にとると言えば、最前線が破られた時は次の防衛線で、その防衛線が破られた時は城で、城に攻め込まれた時には本丸とどのように、重層的に防護する(防御する)という考え方です。

ですが、福島第一原子力発電所の事故を振り返ると、日

本の原子力関係者は5層の「深層防護」のうちの1~3を重視するあまり、4と5に掲げられた過酷事故対策を軽視し、実質的には機能させないでしまっていたのです。事実、異常を発生または拡大させないための技術的な安全向上方策はさまざまなものが導入されていました。逆に、技術的に優れているからこそ慢心し、「事故は起こりにくい」との安易な結論を抱いてしまい、それを過信し、4と5に対する注意、意識が疎かになってしまったのかも知れません。

4についてももう少し具体的に説明しますと、日本における「シビアアクシデント対策(大規模事故への対策)」は「大事故の未然防止」に偏っていました。たとえば制御棒の自動挿入が出来なかった場合に、手動での挿入など代替方策で補う方式が導入されています。これはシビアアクシデントに至りそうな事態を、早期段階で抑止する観点に立った対応です。誤った対応ではありませんが、その代替方策さえうまく機能しなかった状況の対応策までは導入されていなかったのです。また、5については、各地において防災訓練が行われていたことは皆さんご存じでしょう。ですが、それは何月何日何時からこのような内容でという、予め決めておいたシナリオに沿った訓練です。何年かに一度はシナリオを提示しない訓練も必要だったと思われませんが、残念なことに実施されたことはありませんでした。

事故調査報告書などの検証資料には、原子力関係施設立地の住民の方々に向けて「シビアアクシデント対策」を説明するのが難しかったとの記述も見られました。常日頃から「原子力は安全です」と説明している人間が、新たな知見や危機想定に基づくものとはいえ、住民を不安にさせるような、あるいは懸念を抱かせるような、シビアアクシデント対策を的確に説明することが困難だったということでしょう。「説明しにくいこと」が「説明しなくてもいい」という理由にならないことは言うまでもありません。その場面では、もっと住民の方々と、そしてその方々の判断を信じて深層防護という安全論理を真摯に説明すればよかったのだと思っています。相手を信用せずに、信頼は得られないのですから。

表1 IAEAなどが提唱する5層の深層防護

1 異常の発生防止	高信頼設計、フェールセーフ他
2 異常の拡大防止	早期検知、原子炉停止等
3 異常の影響緩和	非常用冷却系、閉じ込め等
4 シビアアクシデント対策	炉心・格納容器損傷防止
5 防災(避難含む)	人的被害防止、環境回復



新たな安全対策は、それまで安全でなかった(言い換えれば危険であった)から行うものではなく、より安全になる(する)ために行うものであることを丁寧に説明し、地域の方々に理解していただくことから始まります。事故以前にそれができなかったこと、「安全について理解していただくための説明が不足していた」ことは、事故発生以前における原子力関係者のコミュニケーションの大きな欠陥であったと考えています。

—— 「想定外」の自然災害であったとの意見についてはどのようにお考えですか。

このたびの大地震と大津波は千年に一度の規模の自然災害であり、「想定外」のことと言う方もいます。私自身もこの大津波による危険(事故)は予想できませんでした。しかし、厳密には「想定外」では決してなく、「想定除外」とされたことによるものと考えています。発生時期が不確定な自然災害であったがために、すぐに起こることはないとして誤って解釈し、「想定除外」のように扱ってしまっていたと考えるからです。地震や津波に関する新たな知見は得られていました。また、全電源喪失事故のリスクも指摘されました。しかし、私も含めて原子力関係者は感覚を研ぎ澄まし、そうした事象に細心の注意を払うこと、何より「想定除外」という誤りを犯しやすいとの認識をもって対策を講じることができなかったのです。

「大地震・大津波が発生した場合の甚大な被害、あるいは、そうした大規模な自然災害などに加えて全電源が喪失した場合を想定し、効果的な対応策を施すこと、また、住民の方に丁寧に説明すること、念には念を入れて万が一の場合の避難方法などの安全対策を議論することがなぜできなかったのか。それらを厳しく反省し、自問し、解決する方法を探ることは、被害を受けられた多くの方々に対する原子力関係者の今後の責務に他ならないと思っています。

—— 事故の発生から2年が過ぎましたが、原子力の「安全論

理」に変化はあったのでしょうか。

福島第一原子力発電所の事故が発生する以前、「もし事故が起こったらどうするのですか」という問いには、原子力関係者の多くは「そのような事故は起こりません、原子力事故のリスクは無視してよいほどに小さいのです」と回答し、議論することを遮断していました。ですが、事故が発生したことで先の回答は根拠を失いました。事故後の「安全論理」の大きな変化はそこにあります。今後は「もし事故が起こったら」との問いに対して、的確な安全対策を検討し、その内容を丁寧に分かりやすく説明しなければなりません。対立していたり、見解の相違で議論されることが無かった事柄が、議論のテーマとなったのです。

—— 北村先生のお考えになる「安全論理」のあるべき姿について、教えていただけますでしょうか。

原子力関係者は積極的に情報を公開し、住民の方も関心を示していただき、時には抱かれた懸念を表明していただき、真摯に向かい合いながら議論を重ね、リスクに対する共通の理解をもって「安全」を着実に実現していくこと、それこそが原子力の新しい「安全論理」のあるべき姿と私は考えます。そこに「想定外」の事象はありません。先の「もし事故が起こったら」という住民の方からの問いに対しては、手段A、手段B、手段C…などによる深層防護方策を用意して「打つ手なし」の状態にせず、さらには万が一の際の安全確実な避難方法を具体的に挙げて議論しなければなりません。そこでは、「リスク認知とコミュニケーション指針」の図(※図1参照)の上から下のような形に進化させることが必要となると考えています。

原子力の新しい「安全論理」の実践にあたって、原子力関係者、専門家には具体的な事象の詳細な分析を行い、制御困難、予見困難な事象についても最適と判断される安全対策を検討し、それを住民の方へ丁寧に説明できるだけの知識と能力が求められるのです。福島事故という大きな被害を現在も生じさせている中、かなり厳しい実践となることから、それなりの覚悟をもって取り組まなければいけないでしょう。

安全を議論する場では、技術を語る側が合理性のある安全確保の論理に立って具体的な方策を提示することが大前提です。その上で住民の方々の疑問や要望に段階を追って答えていく必要があるのです。先に私の実践例としてお話しした「対話」のような交流の段階的な積み重ねを通じて明らかとなってきた安全上の問題点などを「安全性向上の方策」として採用することもできるようになることでしょう。それは、市民参加方式による社会意思決定です。市民と専門家が協働作業を進めながら問題の解決を図るという方式が必要な時代を迎えたのです。

ですが、単純に「対話」を重ねれば重ねるほどいい、というものでもありません。これまでの経験から言いますと、各地で同じ質問

を受けることも多いのです。共通性、類似性のある質問とその回答は、いずれかの機関・組織によって経験知としてデータベース化されるのが望ましいと思います。参加される市民(住民)の方々の貴重な時間を無駄にすることなく、時間をかけるにふさわしい題材を建設的に納得がゆくまで議論する、そのための環境整備の方法も、専門家として考えなければならないかも知れませんね。

—— 「安全論理」のあるべき姿においては、市民参加が重要になるのですね。

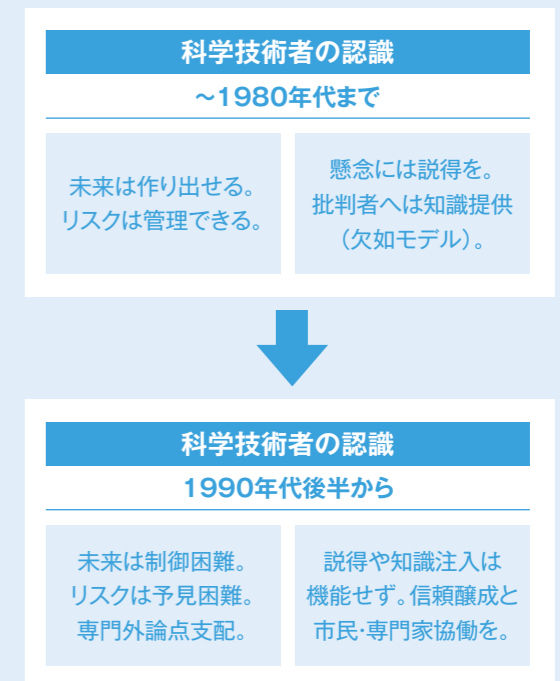
市民参加にもいくつかの段階があり、問題に応じて選択されるべき多様な市民参加の形があります(※図2参照)。もっとも徹底した形は、意思決定段階におけるパートナーとして市民が参加することでしょう。しかしながら、一足飛びにその段階を実現することには無理があります。また、すべての問題について市民参加方式を採用する必要もありません。国の政策や地方自治体の判断にゆだねざるを得ない場合もあるでしょう。また、市民参加方式は最終解決策ではなく、多くの困難な課題を抱えていることも事実です。

しかしながら、今後の「安全論理」の方向性として市民参加の重要性が増大することは間違いないと考えています。原子力に限らず、遺伝子組み換え作物や電磁波、臓器移植、インターネット、スマートフォン、ゲーム機器など、科学技術の全般にわたって、市民の安全に関する意識は高まっていることから、それは明らかです。

専門家が考慮範囲外にしてしまいがちな現象であっても、市民(住民)の方々には怖いものを感じられることもあるでしょう。それらの疑問や懸念に対しては、専門家としてできる限りの回答をすべきです。その対応に際してはプラスの情報もマイナスの情報も、率直に提示することが必要です。そのような「対話」がなされることを前提として市民(住民)の皆さんにはそれぞれに考え、判断いただくことが望ましい姿であるとする次第です。意思決定者は私達専門家ではありません。市民(住民)の皆さんご自身なのですから。

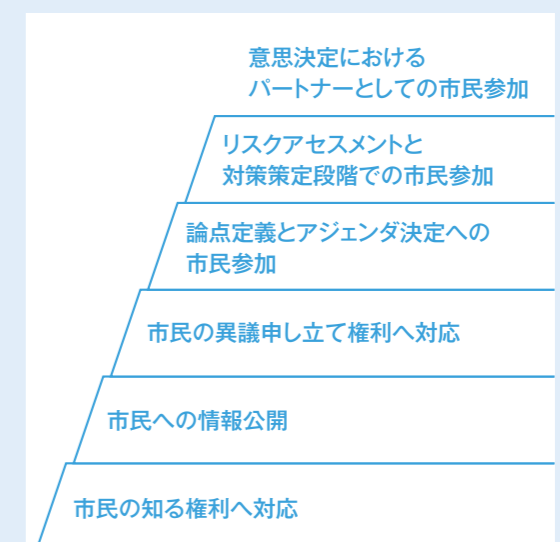


図1 リスク認知とコミュニケーション指針の変容



北村正晴氏作成

図2 市民参加の段階的ステージ



Wiedeman, P.M., Femers, S.: Public participation in waste management decision making: Analysis and management of conflicts, J. Hazardous Materials, 33, pp.355-368, 1993. の図をもとに北村正晴氏作成

女川原子力発電所周辺の 環境放射能調査結果

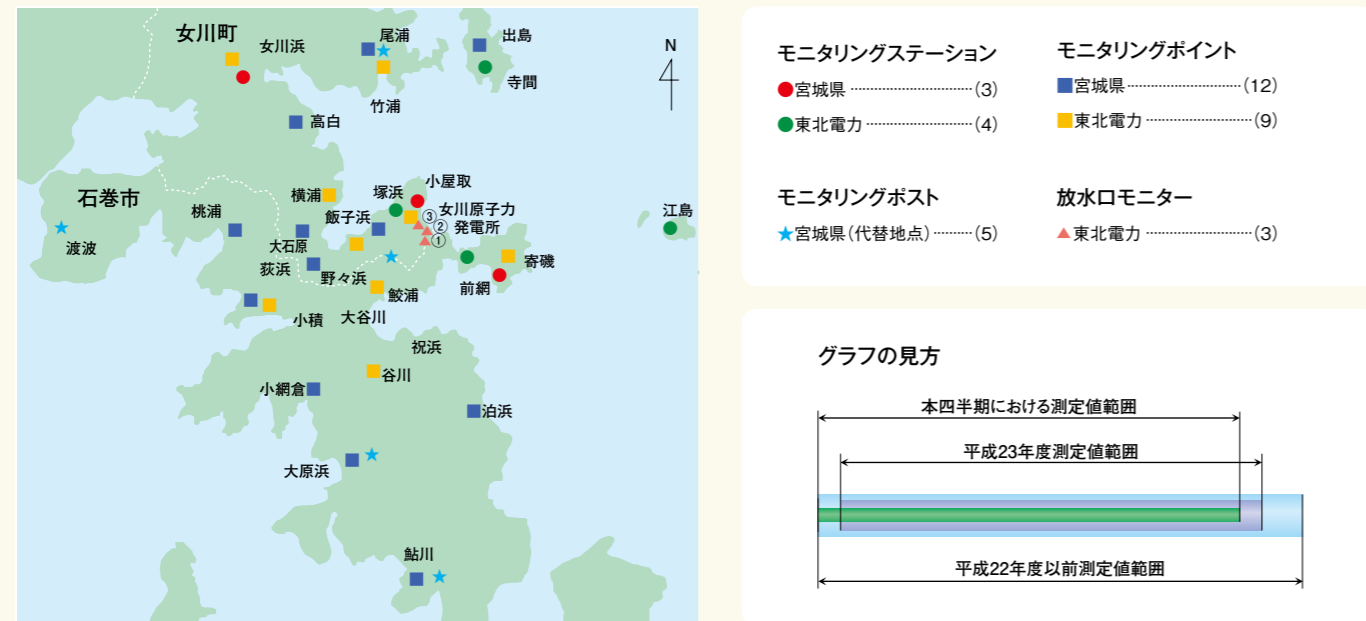
平成25年1月～
平成25年3月

今期の空間ガンマ線線量率は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故前における測定値の範囲内でした。環境試料からは、同事故前における測定値の範囲を大きく超える放射能濃度が測定されましたが、その原因は同事故によるものと考えられます。これらのことから、女川原子力発電所による環境への影響は認められませんでした。

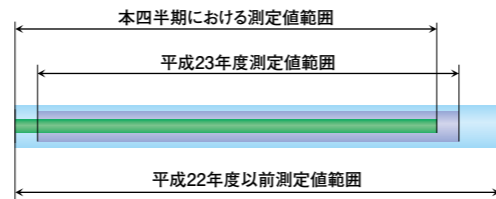
1 放射線の強さ(空間ガンマ線線量率)

今期の調査結果は、下図のように東京電力(株)福島第一原子力発電所事故前における測定値の範囲内であり、女川原子力発電所による環境への影響は認められませんでした。

モニタリングステーション、モニタリングポスト、モニタリングポイント及び放水口モニター設置地点

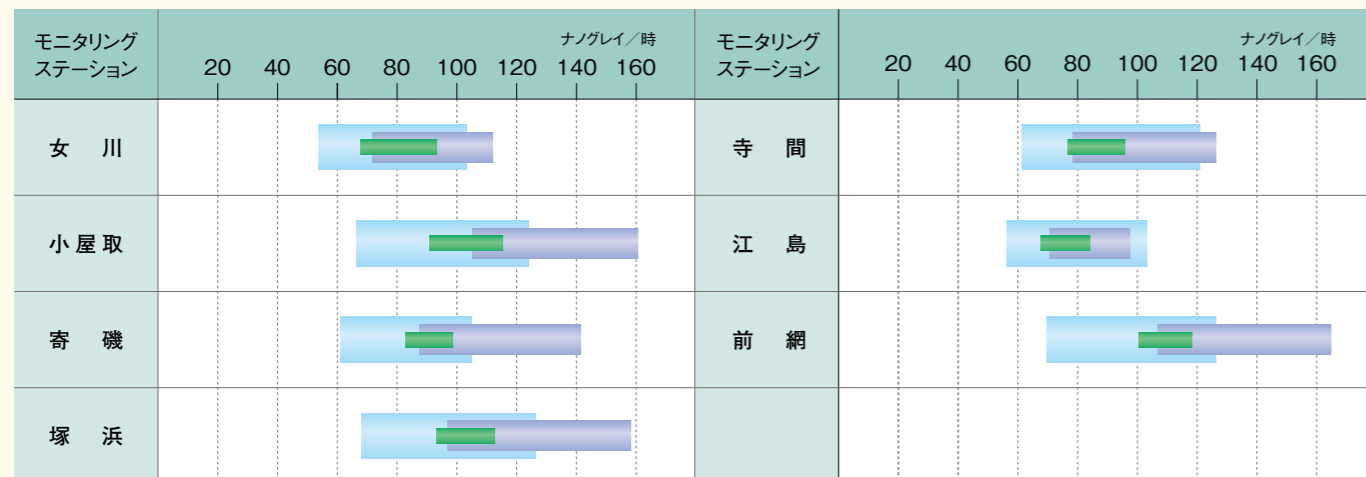


グラフの見方



モニタリングステーションには、放射線を測定する精密機器や、気象を観測する風向風速計などの測定器を設置しています。

平成25年1月～3月の測定結果



用語説明

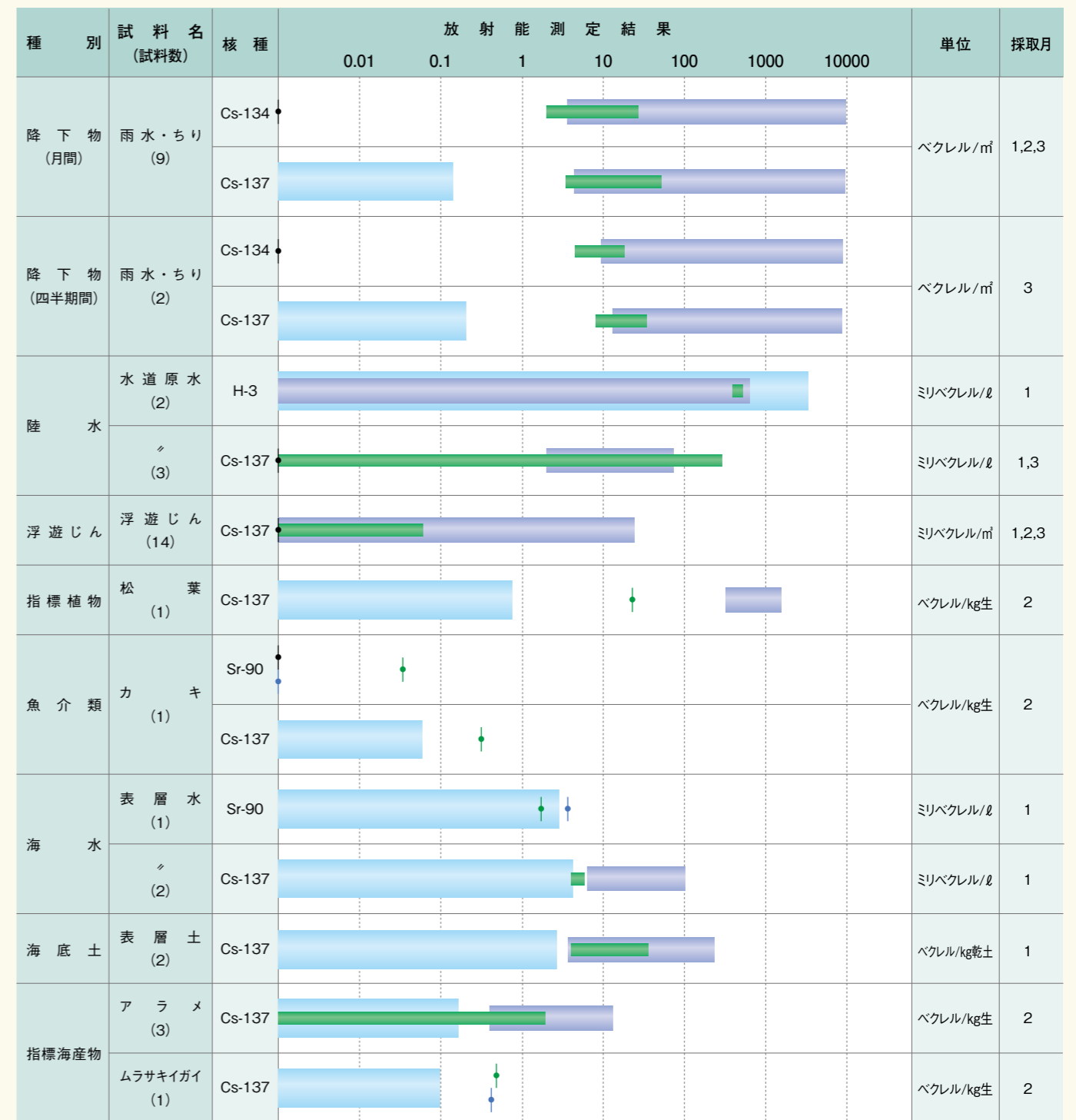
【ナングレイ(nGy)】放射線に関する単位で、「物質や組織が放射線のエネルギーをどのくらい吸収したかを表す吸収線量の単位」をグレイ(Gy)といいます。ナングレイ(nGy)は、その10億分の1を表します。

【ベクレル(Bq)】放射能を表す単位で、1ベクレルとは「1秒間に1個の原子が壊れ、放射線を放出すること」を表します。

2 環境試料中の放射能濃度

環境試料については、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故前における測定値の範囲を大きく超える放射能濃度が測定された試料がありましたが、その原因は同事故によるものと考えられ、女川原子力発電所による環境への影響は認められませんでした。

平成25年1月～3月の測定結果

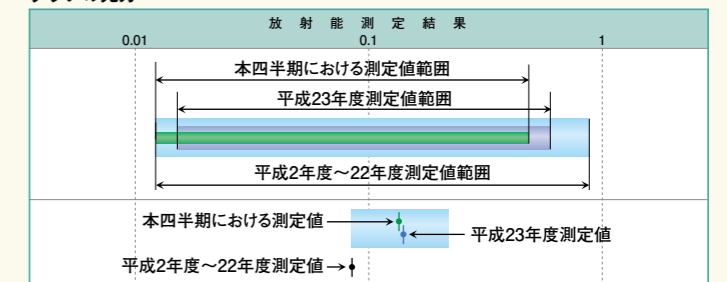


平成25年1月～3月の調査で検出されなかった試料と核種

試料名	核種
海水(表層水)	H-3
アラメ	Sr-90
海水(表層水)、アラメ	I-131

※核種/H-3…トリチウム Sr-90…ストロンチウム90 Cs-134…セシウム134 Cs-137…セシウム137 I-131…ヨウ素131

グラフの見方



試料数が複数の場合は範囲で表し、1つだけの場合は測定値で表します。

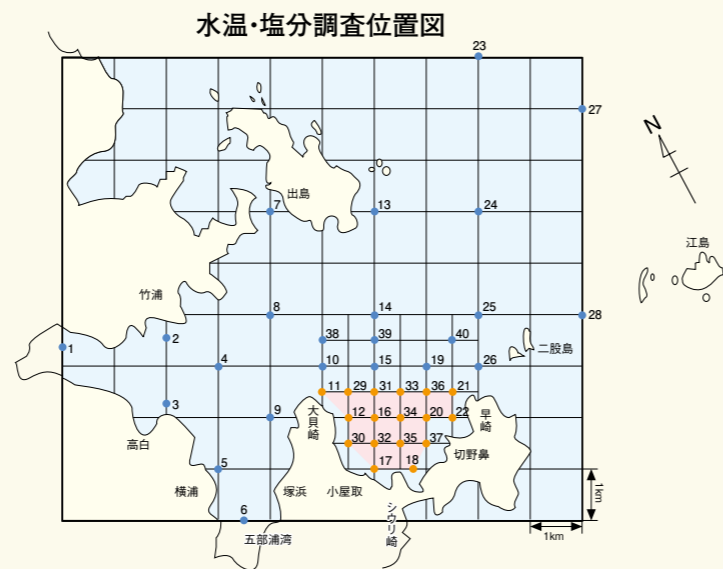
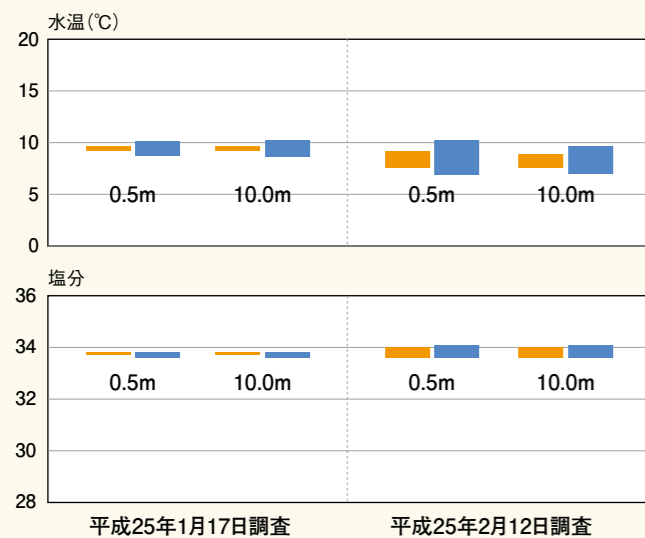
女川原子力発電所周辺の 温排水調査結果

平成25年1月～
平成25年3月

今期の調査の結果、女川原子力発電所周辺において
温排水によると考えられる異常な値は、観測されませんでした。

1 水温・塩分調査

今期の調査結果から、温排水によると考えられる異常な値は、観測されませんでした。



■ 前面海域 ■ 周辺海域

注1 前面海域とは大貝崎と早崎を結ぶ線の内側(調査点11,12,16,17,18,20,21,22,29-37)をいいます。また、周辺海域とはその他の調査点をいいます。

注2 グラフ中の0.5m、10.0mは、調査水深を表しています。

用語説明

温排水

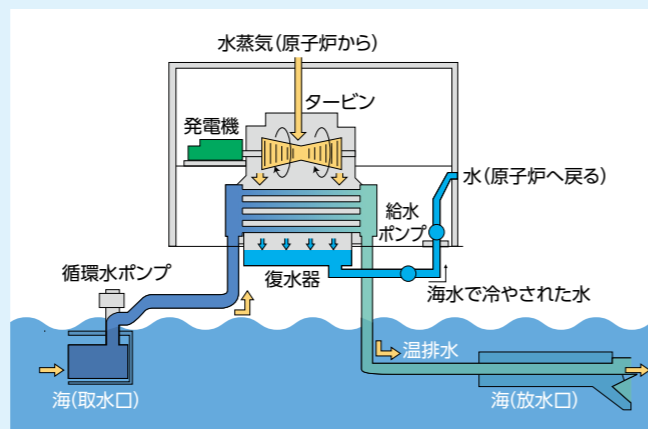
原子力発電所や火力発電所では、蒸気力でタービンを回して電気を作っています。

タービンを回した後の蒸気は、海水で冷やされて水に戻ります。この蒸気を冷やした後の海水は、取水した時の温度より少し上昇して海に戻ります。これを「温排水」と呼んでいます。

また、温排水が持つ熱エネルギーを有効利用するため、さまざまな研究に取り組んでいる発電所もあります。

温排水の活用事例【関西電力(株)高浜発電所】

- 温排水を利用した温室による洋ラン栽培。
- 温排水利用による魚介類(アワビ、サザエ、マダイ)の増養殖。



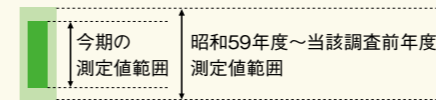
2 水温連続モニタリングによる水温調査

今期の調査結果から、温排水によると考えられる異常な値は、観測されませんでした。

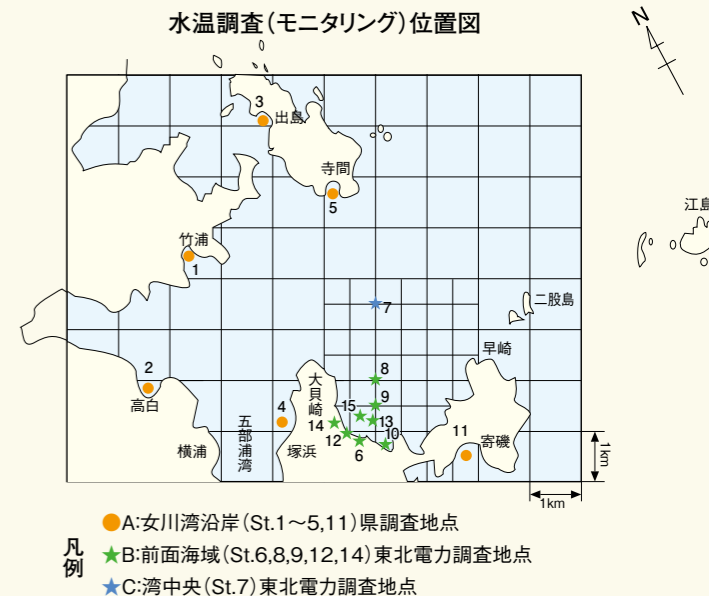
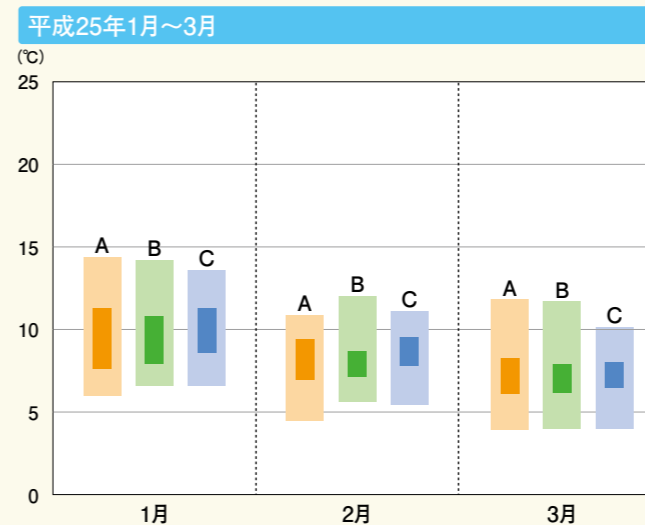
(イ) 水温測定範囲

グラフの見方

水温連続モニタリングにより
海水温を測定しています。

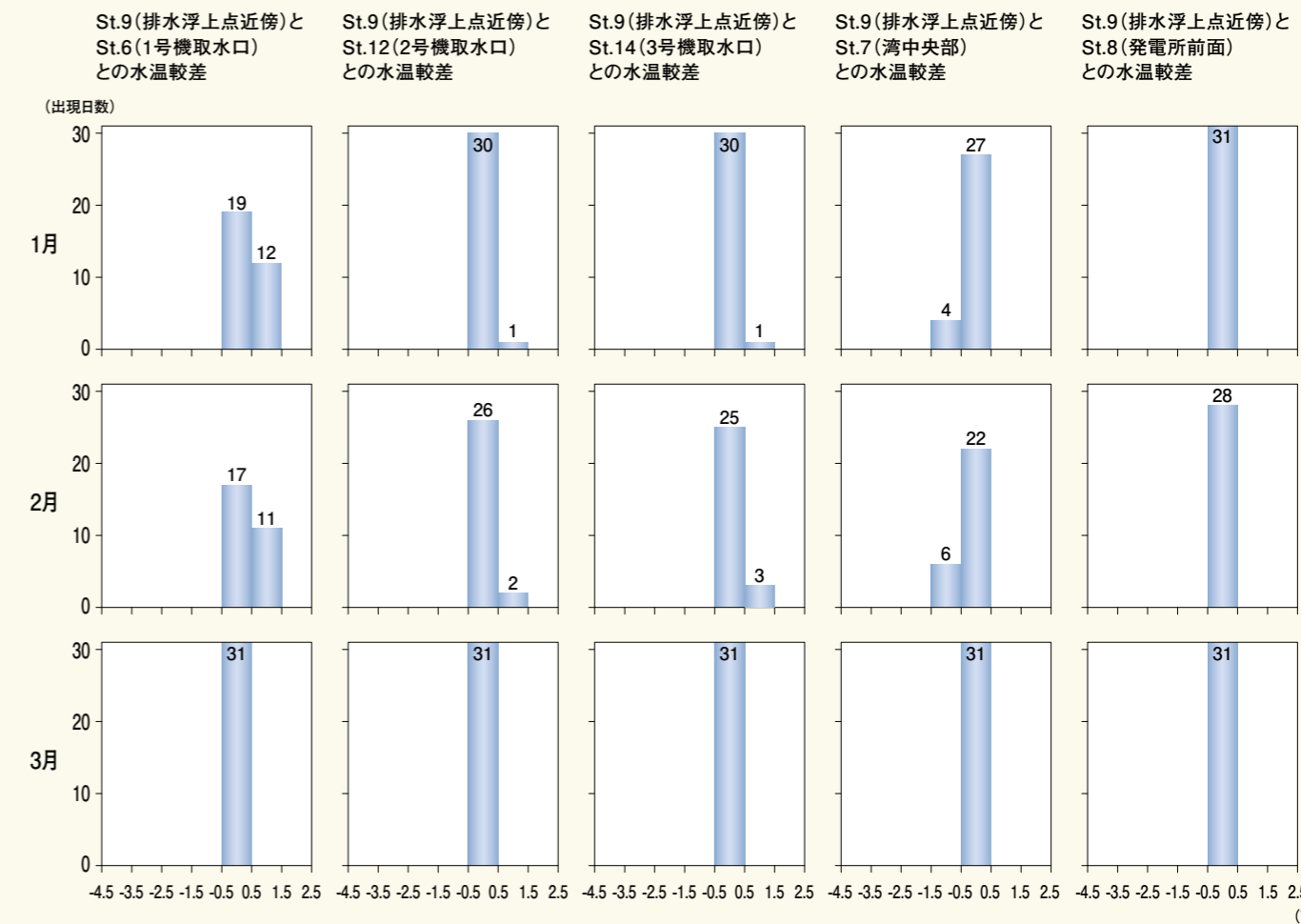


- A: 女川湾沿岸 (St.1~5,11)
- B: 前面海域 (St.6,8,9,12,14)
- C: 湾中央 (St.7)



(ロ) 測定点間の水温較差

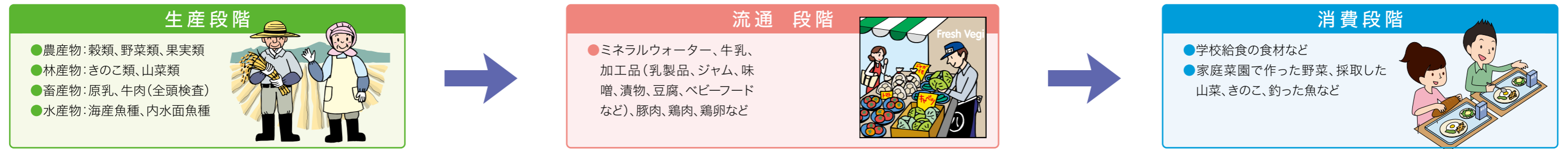
平成25年1月～3月



農林水産物の放射能の測定

(実績は全て平成24年度のもの)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により環境中に放出された放射性物質の影響は、宮城県にも及んでいます。県では、国や市町村と協力し、県民の不安払拭、食品の安全確保のために農林水産物などの測定・検査を実施しています。



生産段階

- 県内で生産される農産物、林産物、水産物、畜産物に含まれる放射性物質の検査を実施し、食品衛生法に基づく基準値を超過した農林水産物が市場に出回らないようにしています。なお、出荷制限または出荷自粛措置がとられているものは、県のホームページで公表しています。



簡易型放射能測定器



ゲルマニウム半導体検出器

● 検査体制

種類	検査機器	区分	検査の内容	検査の場所
簡易検査	NaIシンチレーションスペクトル検出器 14台	事前検査(スクリーニング検査)	○県内各地域で実施する簡易測定器を用いたモニタリング検査	県合同庁舎等
		定期検査	毎週定期的に実施する検査	
精密検査	ゲルマニウム半導体検出器 2台	確認検査	○県が実施した簡易検査において精密検査の実施の目安を超過したものの検査 ○市町村等が実施した自主検査において基準値を超過したものの検査	産業技術総合センター、水産技術総合センター、(民間検査機関センターも一部活用)

● 検査結果(平成24年4月～平成25年3月)

区分	種別	品目 ^{※1}	測定点数	精密検査を要する値の超過点数 ^{※2}			
簡易検査	農産物	211品目	ほうれんそう、きゅうり、きゃべつ、トマト、ねぎ、はくさい、こまつな、だいこん、かぼちゃ、なす、たまねぎ、ばれいしょ等	2,773点	4点	乾燥ヤーコン(葉)、ブルーベリー、小豆	
	畜産物	1品目	牛肉	21,345点	0点		
	林産物	68品目	たけのこ、原木しいたけ、ふき、たらのめ、わらび、ごこみ、葉わさび、うど等	529点	123点	原木しいたけ(露地)、こしあぶら、ごこみ、ぜんまい等	
区分	種別	品目 ^{※1}	測定点数	基準値の超過点数			
精密検査	農産物	穀類を除く	75品目	ほうれんそう、きゅうり、トマト、りんご、ねぎ、いちご、こまつな、はくさい、だいこん、なす、きゃべつ、しゅんぎく、ばれいしょ等	644点	1点	ブルーベリー
		穀類(通常検査)	米	2,821点	0点		
			麦	167点	0点		
	大豆		1,004点	1点	大豆		
		夏・秋そば	185点	2点	秋そば		
		茶(飲用)	1品目	茶(飲用)	3点	0点	
	畜産物	2品目	原乳	229点	0点		
	林産物	32品目	原木しいたけ、菌床しいたけ、タケノコ、こしあぶら、たらのめ、ごこみ、菌床マイタケ、ゼンマイ、菌床なめこ、ふきのとう等	195点	46点	原木しいたけ(露地)、こしあぶら、ごこみ、ぜんまい、たらのめ(野生)等	
	水産物	170品目	マダラ、ヒラメ、スズキ、アユ、アイナメ、マコガレイ、ヒガンフダ、マダラ(幼魚)、マガレイ、ハバガレイ、ブリ、イシガレイ等	2,340点	66点	イワナ(天然)、スズキ、クロダイ、ウグイ、ヒラメ、ウナギ(天然)、ヤマメ(天然)等	

※1 品目数は、重複していることがあります。 ※2 精密検査を要する値は、基準値の1/2です。

流通段階

- 安全な食品が流通していることを確認するため、食品衛生法に基づき、食料品店等の店頭から流通食品を抜き取り、放射性物質の検査を実施しています。
- 検査体制
NaI(CsI)シンチレーションスペクトル検出器4台とゲルマニウム半導体検出器1台を、原子力センター、食肉衛生検査所に配備して簡易検査及び精密検査を実施しています。
- 検査結果
○簡易検査 144点 基準超過 なし(平成24年4月～平成25年3月)
○精密検査 167点 基準超過 なし(平成24年4月～平成25年3月)

消費段階

学校給食の放射能測定

- 児童生徒等のより一層の安全安心の確保の観点から、学校給食の食材及び一食全体の放射性物質の検査を実施しています。
- 〈食材サンプル検査〉
- 県内8箇所に簡易型放射能測定器を配備し、希望のあった学校・幼稚園・保育所等(国公立・私立)の給食食材の事前検査を実施しています。
- 検査結果 検査点数 2,108点 基準超過 なし(平成24年5月～平成25年3月)
- 〈一食検査〉
- 県内12市町及び県立学校8校を対象に、民間の検査機関に委託して給食一食全体の事後検査を実施しています。(平成24年9月～平成25年2月まで実施)
- 検査結果 検査点数 296点 基準超過 なし(平成24年9月～平成25年2月)

住民持込食材測定

- 県内全市町村に検査機器が配置され、野菜等に含まれる放射性物質への不安払拭のため、住民の希望に応じて、家庭菜園等で栽培した野菜や採取した山菜等の持ち込みによる放射性物質測定を無償で実施しています。
- 検査結果
測定点数 8,997点 基準超過 641点(～平成25年3月)
※多くが、きのこ類となっている。

お知らせコーナー

東京電力福島原子力発電所事故の損害賠償請求について

本県農林水産物の風評被害と「中間指針第三次追補」について

平成25年1月、国の「原子力損害賠償紛争審査会」は「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針(以下「中間指針」)第三次追補」を策定しました。

平成23年8月に策定された中間指針では、本県農林水産物の風評被害の対象は、出荷制限指示を受けた牛肉及び肉用牛に限られていましたが、中間指針第三次追補では、新たに損害賠償の対象となる風評被害の品目・地域が追加され、本県農林水産物のほとんどが損害賠償の対象となりました。また、これらの農林水産物を扱う食品製造業や流通業等も対象と認められました。

これにより、県内の損害賠償がこれまでよりも円滑で速やかに進むことが期待されています。

表／中間指針及び中間指針第三次追補における農林水産物の風評被害に関する主な賠償の範囲

項目 県名	品目等									
	農産物(食用)	茶	林産物(食用)	花き	畜産物(食用)	牛肉・肉用牛	水産物(食用・飼料用)	家畜飼料・薪・木炭	家畜排泄物堆肥	牛乳・乳製品
北海道							○			
青森			○			○	○			
岩手	○		○			○	○	○	○	○
宮城	○	○	○			○	○	○	○	○
秋田						○				
山形						○				
福島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城	○	○	○	○	○	○	○		○	○
栃木	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬	○	○	○			○	○			○
埼玉	○	○	○			○				
千葉	○	○	○			○	○		○	
東京		○	○						○	
神奈川		○	○							

【凡例】 ○:中間指針(平成23年8月5日策定)により認められた品目
 ◎:中間指針第三次追補(平成25年1月30日策定)により認められた品目
 ※農林水産物の風評被害に関する項目の北海道・東北・関東地方部分を抜粋

損害賠償請求の手続について

東京電力に対して損害賠償請求するには、次の方法があります。

① 直接請求

東京電力所定の請求書式等を記入し、必要書類を添付して、郵送等により、直接東京電力に請求する方法です。東京電力所定の請求書式は、「東京電力福島原子力補償相談室(コールセンター ☎0120(926)404)」に問い合わせ入手します。

② 和解仲介申立

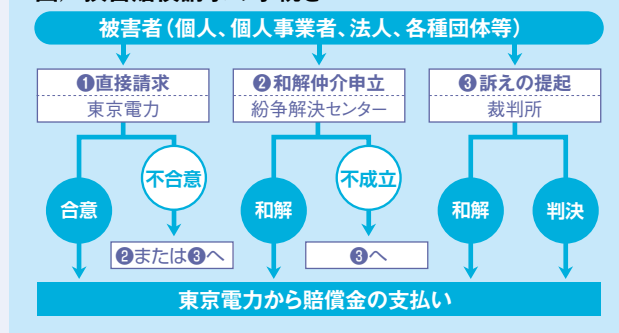
国が設置した原子力損害賠償紛争解決センター(以下「紛争解決センター」)へ、和解仲介の申し立てを行う方法で、文部科学省のホームページ等から入手した和解仲介申立書を記入し、必要書類とともに郵送して和解仲介を申し立てします。

文部科学省ホームページ ▶ http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/index.htm

③ 訴えの提起

東京電力に対する直接請求や紛争解決センターによる和解仲介が不調となった場合には、損害賠償を求めて裁判を行う方法もあります。なお、初めから裁判を起こすことも可能です。

図／損害賠償請求の手続き



和解仲介の途中で時効が経過した場合の特例について

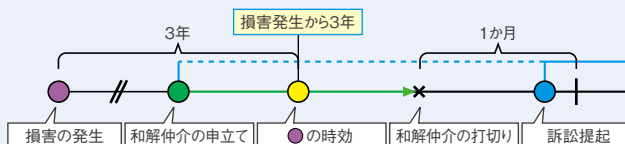
事故等による損害賠償請求は、民法で、損害及び加害者を知ったときから3年の時効が定められていますが、裁判所への訴え等により時効にかからないようすること(時効の中断)が可能です。

「原賠ADR時効特例法*」は、今回の原発事故に関する損害賠償請求について、紛争解決センターでの和解仲介の途中で時効が経過した場合でも、打ち切りの通知を受けた日から1か月以内に裁判所に訴えを起せば、紛争解決センターへの和解仲介の申し立て時に訴えがあったものとして、時効の中断が認められるもので、平成25年6月5日に公布・施行されました。

*東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律

図／原賠ADR時効特例法の概要

和解仲介を申し立てた者が、和解仲介の打ち切りの通知を受けた日から1か月以内に裁判所に訴えを提起した場合には、和解仲介の申し立ての時に訴えを提起したこととみなす。



原子力だよりみやぎ

宮城県環境生活部原子力安全対策課
 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

Tel.022-211-2607 Fax.022-211-2695
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/>

原子力だよりみやぎへのご意見ご感想がありましたら、下記までお願いします。
 E-mail: gentai@pref.miyagi.jp

この広報誌は25,000部作成し1部あたりの単価は約36.2円となっています。



環境に優しいベジタブルインキと再生紙を使用しています